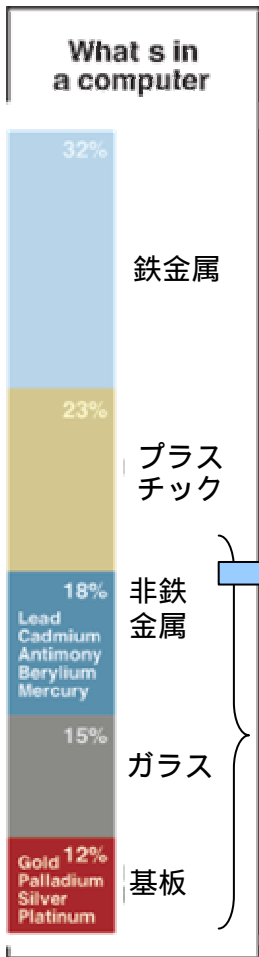


E - wasteには、例えば、鉛等の有害物質が含まれており、その適正処理のための技術・施設が必要となっている。

これらの対応として、我が国は、バーゼル条約事務局と連携し、諸外国、国際機関を招いて、本年11月にE - wasteワークショップを主催し、取組をリードしている。

【コンピューターに含まれている物質の内訳】



酸を使って貴金属などを回収する作業場の状況



出典：小島委員提供資料

コンピュータに含まれている非鉄金属の処理等の状況

途上国では、金属リサイクル工場が、金属を取り出す過程で重金属による環境汚染を引き起こしている事例もある。

単に熱でハンダを溶かして部品を取る作業場や酸を使って金を回収する工場もある。

金、パラジウム、銀、プラチナ等の貴金属回収について、途上国では水銀、シアン、王水が使用され、廃水や残渣の不適切な処理で問題を起こす可能性がある。また、実収率も低い。

【E - wasteワークショップの概要】

開催日等：平成17年11月21日、22日及び24日（東京）

主催：バーゼル条約事務局、日本国環境省、国立環境研究所

共同議長：日本、タイ

参加者：

アジア太平洋諸国（12か国）カンボジア、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、韓国、スリランカ、タイ、ベトナム、日本  
 その他の国（4か国）オーストラリア、スイス、カナダ、英国  
 国際機関 バーゼル条約事務局、バーゼル条約地域センター、EC 等  
 研究者 国立環境研究所、京都大学、アジア経済研究所 等  
 産業界（財）家電製品協会、同和鉱業（株）、三菱電機（株） 等  
 NGO Basel Action Network、Development Alternatives 等

【概要】

E-waste問題に関する経験や課題等の情報を共有

途上国が提案した国別プロジェクト案及び情報共有等に関する地域計画に関して議論  
 「アジア太平洋地域におけるE-wasteの環境上適正な管理プロジェクト」の行動計画等について合意

「アジア太平洋地域におけるE-wasteの環境上適正な管理プロジェクト」の概要

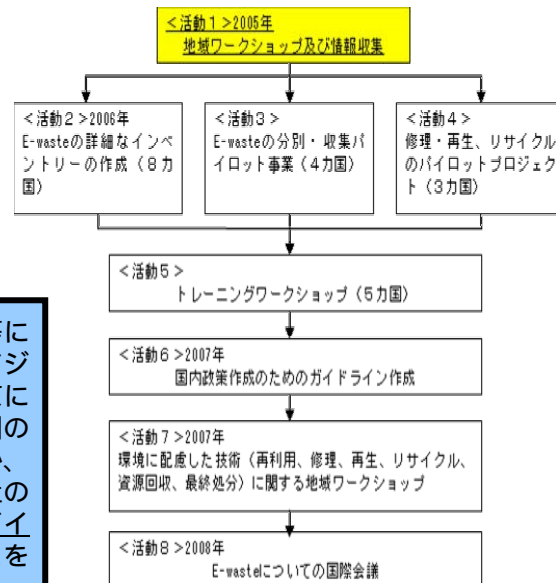
期間：2005年～2008年（4カ年）

予算：総額4,159,000 US \$（約4.5億円）

参加国：カンボジア、中国、香港、インド、インドネシア、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、韓国、スリランカ、タイ、ベトナム（13カ国）

また、アジア各国のバーゼル条約担当官等による有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク第2回ワークショップを東京にて開催し、有害廃棄物の輸出入に関する各国の状況や対応について情報交換が行われたほか、中古品と称する有害廃棄物の不法輸出入防止のため、中古品と廃棄物についての該否判断ガイドラインの作成に向けて作業を開始することを合意した。

【実施計画（プロジェクト全体）】



# イ バッテリー

ベトナムへの鉛バッテリーの輸出が急増し、中古品としてバーゼル法の手続を経ずにリサイクル目的で輸出された鉛バッテリーが含まれていることが懸念された。

このため、ベトナムは再輸出等を目的とする廃鉛バッテリーの一時的な輸入等を本年10月から禁止した。

## 【ヴェトナムへの鉛バッテリーの輸出の事例】

## 【ベトナム・ハノイ市郊外の小規模鉛リサイクル工場（2004年6月）】

平成17年に入り、我が国からベトナムへの鉛バッテリーの輸出量が急増した。その中に、バーゼル法の手続を経ずにリサイクル目的で輸出された鉛バッテリーが含まれていることが懸念された。

同年5月、日本国環境省からベトナム環境保護庁（VEPA）に対し、我が国からベトナムへの輸出量が急増していることについて情報提供。当該連絡を受け、VEPAは関係機関と協力して実態把握等の対策を開始した。

同年6月、環境省と経済産業省は、税関との協議のうえ、日本通関業連合会等の関係団体に対し、リサイクル目的の使用済バッテリーの輸出はバーゼル法の手続が必要であること等の事務連絡を送付した。

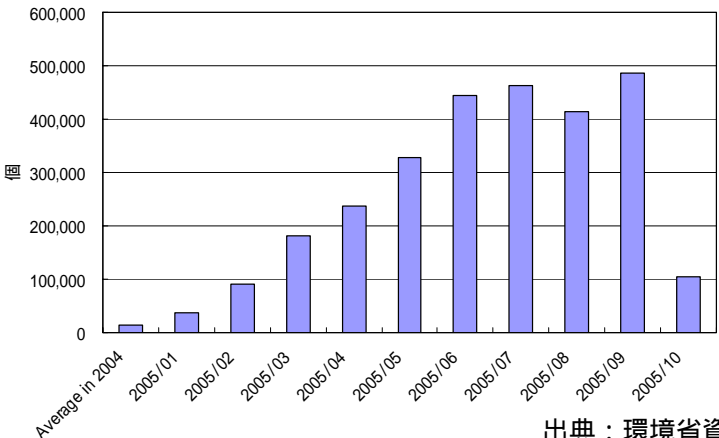
同年10月、ベトナムは再輸出等を目的とする廃鉛バッテリーの一時的な輸入等を禁止（ ）。なお、通常の輸入は既に禁止していた。 ” Regulations on management of businesses on temporary import for re-export and transit of commodities prohibited or suspended from import ” 。

その後、我が国からベトナムへの鉛バッテリーの輸出はピーク時の約5分の1程度に減少した。



出典：小島委員提供資料

## 【我が国からベトナムへの鉛バッテリーの輸出量の推移】



出典：環境省資料

## ウ 使用済自動車

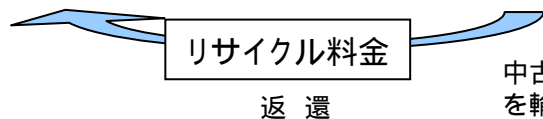
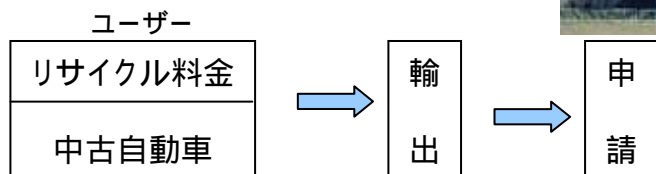
使用済自動車にはその部品に鉛、水銀等の有害物質が含まれているほか、廃油・廃液や触媒の処理が適正に行われない場合にも、環境汚染を誘発する危険を有している。

使用済自動車を国内で解体して輸出するためには、自動車リサイクル法による適正な手続を経る必要があり、同法違反が生じないように、十分な対応を図っていくことが重要と考えられる。

使用済自動車の輸出量を正確に把握することは困難であるが、輸出抹消登録制度の新設等を踏まえ、今後はその実態を把握した上で、必要な対応を今後検討していくことが重要ではないか。

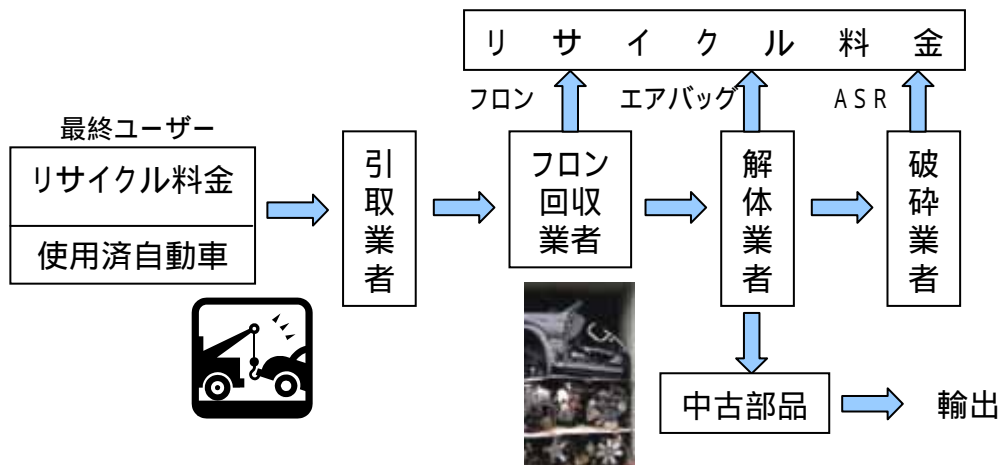
### 【中古・使用済自動車の輸出手続】

中古車として輸出する場合



中古車と称して使用済自動車を輸出している可能性。

解体して車両部品を輸出する場合

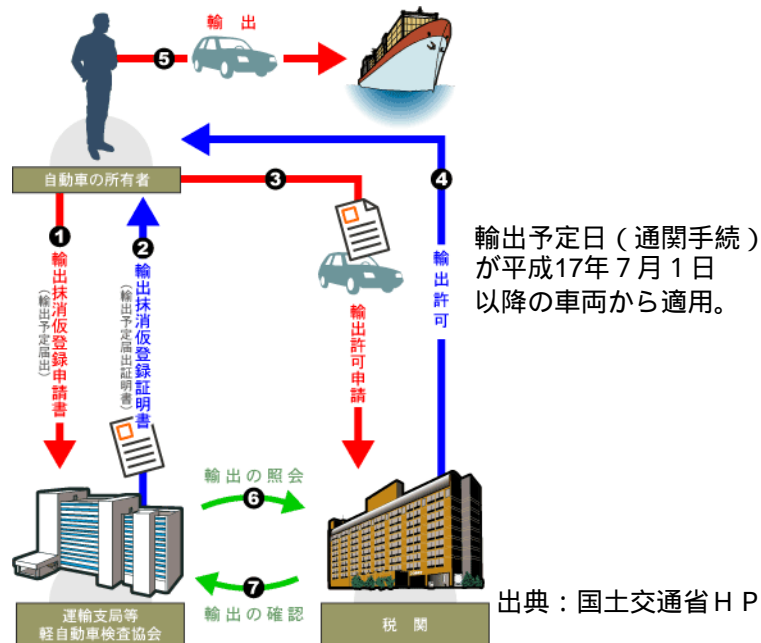


上記のような正規ルートに乗せず、不法に解体を行った上で、輸出されている自動車部品が増加している可能性。

### 【使用済自動車の不法解体等に関連した新聞記事】

平17.7.19 日刊自動車新聞	九州運輸局における一時抹消登録台数の推移を紹介し、一時抹消登録で大量に使用済自動車が不法解体されている可能性に言及。
平17.11.7 日刊自動車新聞	海外輸出の拡大や中古部品等へのニーズの高まりに合わせ、廃車間際の車両を専門にしたオークションの増加について指摘。

### 【輸出登録抹消制度の概要】



## エ リサイクル産業と知的財産権の関係

リサイクル製品の製造に当たっては、サード・パーティーによるリサイクル製品の回収・リサイクルが行われている場合など、知的財産権上の問題につながっている事例がみられる。

特に、中国を始めとしたアジアでは、特許権等の知的財産権が十分に保護されない危険性があり、リサイクル産業の海外進出に当たっても、我が国の優れた技術が流出・侵害されるおそれが生じている。

### 【特許権の侵害に対する解釈】

#### 裁判例

- ・特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が我が国の国内において当該特許発明に係る製品（以下「特許製品」という。）を譲渡した場合には、当該特許製品については特許権はその目的を達したもものとして消尽し、もはや特許権の効力は、当該特許製品を使用し、譲渡し又は貸し渡す行為等には及ばないものというべきである。（最高裁平成七年(オ)第一九八八号同九年七月一日第三小法廷判決）
- ・特許製品がその効用を終えた後においては、特許権者は、当該特許製品について特許権を行使することが許されるものと解するのが相当である。また、当該特許製品において特許発明の本質的部分を構成する主要な部材を取り除き、これを新たな部材に交換した場合にも、特許権者は、当該製品について特許権を行使することが許されるものと解するのが相当である。（東京地裁平成八年(ワ)第一六七八二号判決）

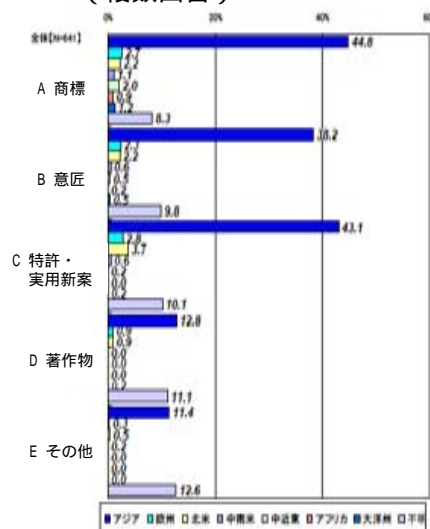
リサイクル行為で再生利用される製品が、当初の知的財産権の保護対象となるかといった点が重要な問題となりうる。

### 【最近のリサイクル関係の訴訟】

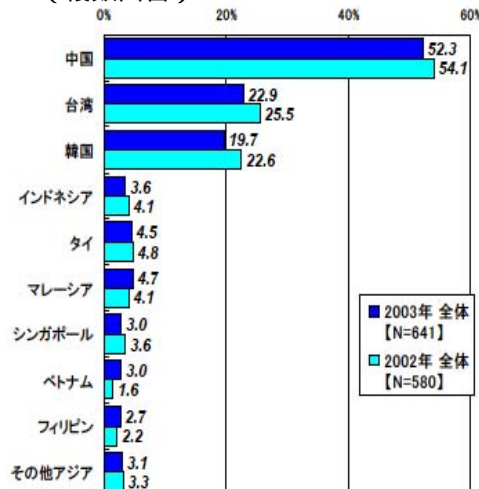
日時	事案の概要
平12.8.31 東京地裁	使用済フィルムを現像所より買い取り、自らフィルムなどを再装填したり、また韓国で販売された使用済フィルムを現地でフィルムの再装填を行い日本国内に輸入して販売していた業者に対し、同フィルムの製造業者が、特許権侵害などを理由に販売差し止め等を求めた事案
平17.12.7 東京地裁	中国の会社が使用済プリンター用インクタンクにインクを詰め替えたものを輸入・販売を行った業者に対し、同インクタンクを製造した業者が特許権侵害等を理由に販売差し止め等を求めた事案

### 【海外における知的財産上の問題】

模倣品の製造地域と模倣態様  
(複数回答)



アジアにおける模倣品の製造国・地域  
(複数回答)



企業、自治体等の団体8,000件を対象としてアンケート調査を行ったもの。

(注)アジアには日本を含む



環境省

Ministry of the Environment

**ありがとうございました**